

那須西原扇中央部旧集落の生活様式の変遷

—塩原町上横林地区を事例として—

中西僚太郎・原田洋一郎・住田 勝宏

I はじめに

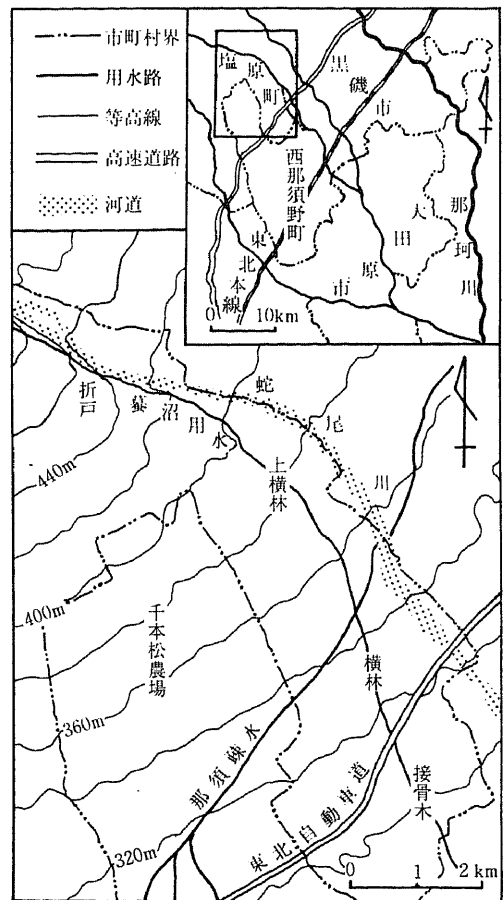
扇状地上においては、一般に扇中央部は集落立地に不適な場所とされる。扇中央部は、表流水の得られる扇頂部や、湧水帯がある扇端部に比べて生活用水や農業用水が得にくいからである。そのため、扇中央部地域は全国的に明治期まで未開発地域として残される場合が多かった¹⁾。那須西原の扇状地においても同様であり、西原の扇中央部地域の大部分は、明治10年代以降、那須開墾社・肇耕社・松方農場などによって、初めて開発された地域であった。しかし、西原の扇中央部地域の中でも、蓼沼用水沿岸の地域には例外的に江戸時代初期から集落が成立していた。これは蓼沼用水の存在によって、最低限の生活用水が得られたためである。しかしこれらの集落では、農業用水は極度に不足し、また腐食土層は薄く土地は痩せており、農耕は極めて不利な条件のもとにあった。

上横林地区²⁾は、この蓼沼用水沿いに位置する集落の一つである。上記のような集落立地には不適な自然条件の下で、上横林地区の住民がどのように自然条件を利用し、どのような生業を営むことによって生計を成り立たせ、生存を維持してきたかということは、地理学的に興味深い問題である。そこで本報告では、この問題を明らかにするために、上横林地区の住民の生活様式に注目し、江戸時代から現在までのその変遷を明らかにすることを研究目的とする。

生活様式という概念には明確な定義は与えられていないが³⁾、本報告ではそれを、人間集団が、占拠している領域の自然条件を基盤として組織している生業形態と、それを維持、あるいは逆にそれによって支持されている人口構造の総体をさす概念とする。より具体的には、土地占拠と環境利

用の具現としての土地所有と土地利用、そしてそこで営まれている農業生産と農業外の余業、並びにそれと関わる人口構造の総体をさす。

上横林地区の生活様式の変遷の検討は、江戸時代から現在までの時期を大きく三つの時期に区分して行なった。この時期区分は、上横林地区の水田と畑の構成比率の相違に基づくものである。第1期は、耕地のほとんどが畑である江戸時代から明治前期にかけての時期である。第2期は、畑を



第1図 研究対象地区の位置

主としながらも水田の割合が少しずつ増加する明治後期から第二次大戦期にかけての時期である。第3期は、水田が主となり、後には水田が耕地の大部分を占めるようになる第二次大戦期以降の時期である。

藝沼用水沿いには現在、藝沼・遅野沢・菅・折戸・上横林・横林・接骨木・井口・西富山・高柳・石林の11の集落が立地しているが、上横林地区はその中でも用水の比較的上流部に位置し、行政的には那須郡塩原町に属する(第1図)。江戸時代は、大田原藩領であり、1889年(明治22)の町村制施行以降、1956年(昭和31)の町村合併までは、関屋を中心集落とする箒根村に属していた。また、隣接する下流の横林・接骨木地区とは、江戸時代以来結びつきが強く、一般にはこの3地区を合わせて横接地区と呼んでいる。

II 江戸時代～明治前期の生活様式

1) 藝沼用水の開削

藝沼用水はもとは接骨木堀と呼ばれ、慶長年間(1596～1614年)に藝沼・折戸・上横林・横林・接骨木の5ヶ村の用水として開削されたのが始まりである。用水は蛇尾川の表流水が、大蛇尾川と小蛇尾川の合流点付近の藝沼村字立石より取り入れられ、下流は石林村まで達していた⁴⁾。その後

1771年(明和8)に、大田原城下の御用水として、大田原氏の補助の下にそれまでの用水堀は改築され、石林村から大田原城下まで用水堀は延長された。しかし、水量が乏しかったため、天明年間には取水口は拡張され、新たに接骨木村より大田原城下にいたる新堀が開削された⁵⁾。大田原城下付近は、西原扇状地の扇端部にあたり古くから湧水があったが、天候・季節により水が枯れることが多かったからである。これ以降藝沼用水は、大田原堀と呼ばれるようになり、大田原藩の強い統制下におかれるようになった。大田原城の御城用水が不足しないように、また用水が汚れないように用水沿線での水田耕作は禁止されていた⁶⁾。しかし「かくし田」を作り、わずかながら水田耕作を行っていた者もいたと伝えられている⁷⁾。藝沼用水は細流ではあるが清らかであり、住民の飲料水としてはおおいに役立った。

2) 江戸時代～明治初期の耕地と土地所有

江戸時代から明治初期にかけての上横林村では、上述した用水の制約から耕地は畑のみであった。「検地帳」⁸⁾をもとに当時の耕地面積と石高の推移を示したのが、第1表である。耕地面積は1679年(延宝7)の約14町から、1762年(宝暦12)の約20町へと増加したのち、1871年(明治4)には再び約13町へと減少している。このように、江戸時

第1表 上横林村の耕地面積と石高の推移

年次 等級	耕 地 面 積			石 高		
	1679年(延宝7)	1762年(宝暦12)	1871年(明治4)	1679年(延宝7)	1762年(宝暦12)	1871年(明治4)
	(町,反,畝,歩)	(町,反,畝,歩)	(町,反,畝,歩)	(石,斗,升,合)	(石,斗,升,合)	(石,斗,升,合)
上 畑	1, 0, 3, 15	5, 5, 2, 12	3, 4, 4, 3	8, 2, 8, 0	44, 1, 9, 2	27, 5, 2, 8
中 畑	2, 6, 8, 3	2, 4, 5, 3	2, 8, 6, 0	16, 0, 8, 6	14, 7, 0, 6	17, 1, 6, 0
下 畑	4, 6, 5, 9	5, 0, 0, 0	2, 6, 5, 15	18, 6, 1, 2	20, 0, 0, 0	10, 6, 2, 0
下々畑	5, 8, 8, 9	7, 2, 9, 15	3, 6, 0, 3	11, 7, 6, 6	14, 5, 9, 0	7, 2, 0, 2
合計	14, 2, 5, 6	20, 2, 7, 0	12, 5, 5, 21	54, 7, 4, 4	93, 4, 8, 8	62, 5, 1, 0

(「延宝七年下野国那須郡上横林村御検地御竿帳」「宝暦十二年下野国塩谷郡之内上横林村検地帳」

「明治四年下野国塩谷郡上横林村検地名寄帳」により作成)

注) 1679年の戸数は12戸、1762年は17戸、1871年は13戸。

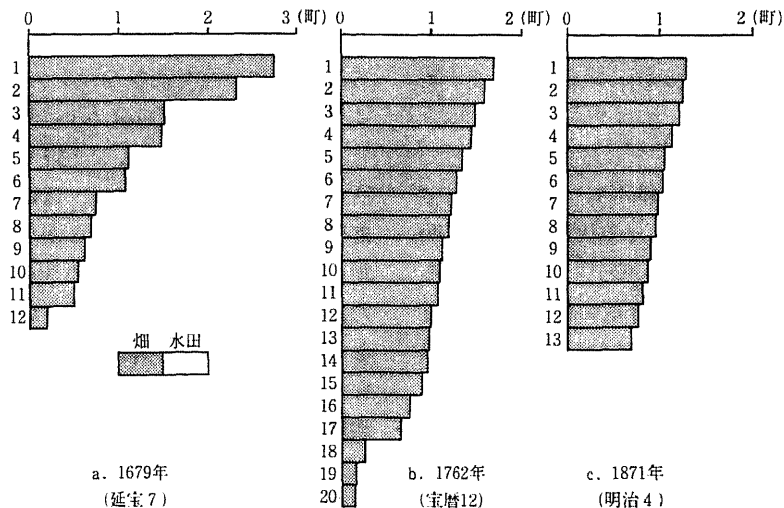
上畑の石盛は反当り8斗、中畑は6斗、下畑は4斗、下々畑は2斗。

石盛は1679年から1871年まで変化なし。

代の中ごろに耕地面積が増大しているのは、当時、横林村に宿継ぎ問屋があった会津中街道の利用が盛んであり、上横林村の経済活動がピークに達していたことを反映している⁹⁾。耕地の土地生産力の推移を耕地の等級の推移からみると、1679年においては、大部分の耕地は下畑か下々畑であったのに対して1871年には上畑の面積が増加し、下畑や下々畑の面積はその分減少している。等級の推移からみれば、江戸時代を通じて土地生産力の上昇は確実にみられたといえる。しかし畑のそれぞれの石盛は、上畑で8斗、中畑で6斗、下畑で4斗、下々畑で2斗と非常に低く、またこの低い石盛は江戸時代を通じて変化はみられず、等級の上昇がみられたとはいえ、明治初期においてもその土地生産力は全体としては低位なものであった。石盛に変化はみられないため、石高の推移は耕地面積と耕地の等級の推移に対応しており、1679年には約55石であったが1762年には約93石と増加し、1871年には約63石へと減少している。

次に、同じく検地帳をもとに、各戸別の保有耕地面積をそれぞれの年次において示したのが第2図である。1679年の上横林村の戸数は12戸であり、

そのうち2町以上の耕地を保有するものが2戸、1町～1町5反の耕地を保有するものが4戸、5反前後が5戸、2反以下が1戸であり、保有する耕地面積に相当の差異がみられる。また、約2町3反の耕地を保有するものは丹後という名前であり、菊池丹後守という武士が上横林村の草分けであるという伝承¹⁰⁾と関係があると思われる。1762年の戸数は17戸であり、各戸の保有面積は1町前後に集中しており、保有面積は1679年に比べて著しく平準化している。この保有面積の平準化は、1871年には一層顕著になっており、各戸は1町前後の耕地をほぼ平等に保有するようになってきている。1872年(明治5)の戸籍によると、1戸あたりの、平均家族数は5・6人である。先に検討した上横林村の低い土地生産力からみて、1町前後の保有耕地では、土地を基盤とした農業生産のみで生計が成り立ったとは考えがたく、江戸時代においても山稼ぎなどの余業が広範に行なわれていたことが想定される。実際、1873年(明治6)の「年貢皆済目録」¹¹⁾には、小物成として、山税が永3貫452文1分、水車運上が永250文計上されている。



第2図 上横林村の戸別の耕地保有面積の推移
(資料は第1表と同じ)

注)各戸の番号は各年次ごとに保有耕地の多い順につけた。

1762年の18, 19, 20番はそれぞれ観音免, 湯泉免, 愛宕免。

一般的には、江戸時代後期には農村部において余剰労働生産物の蓄積がみられ、その結果、土地保有の面からみた農民層の階層分化が顕著になる傾向があるといわれている。しかし、既述のように上横林村の場合、土地保有の階層分化がみられないだけでなく、むしろその逆に土地保有の平準化がみられる。このことは、上横林村では江戸時代を通じて余剰労働生産物の蓄積があまりみられず、土地集積を行なうだけの資本をもった農家が現われなかったことを意味していると考えられる。

江戸時代の農業生産について、その様子を示す資料は乏しいが、1733年(享保18)の「年貢割付状」¹²⁾によると、年貢は金10両3分、銭227文のほか、大豆3石9斗5升5合2勺、荏油1石3斗3升3合2勺で納めるようにしめされている。また1873年の「年貢皆済目録」においても、上横林村の本途物成は永12貫182文1分と荏2石4斗6升7合4勺で示されている。(ただし、荏で示された本途物成は現物で納められることなく代永納されている。)荏は、この地方ではジュウネともよばれ、菜種油のなかった時代には灯油として盛んに用いられ、桐油紙、雨傘などの防水用具の製造に用いられた商品作物であった¹³⁾。江戸時代の上横林村では、村民の現金収入源として、荏が重要な役割を果たしていたと考えられる。

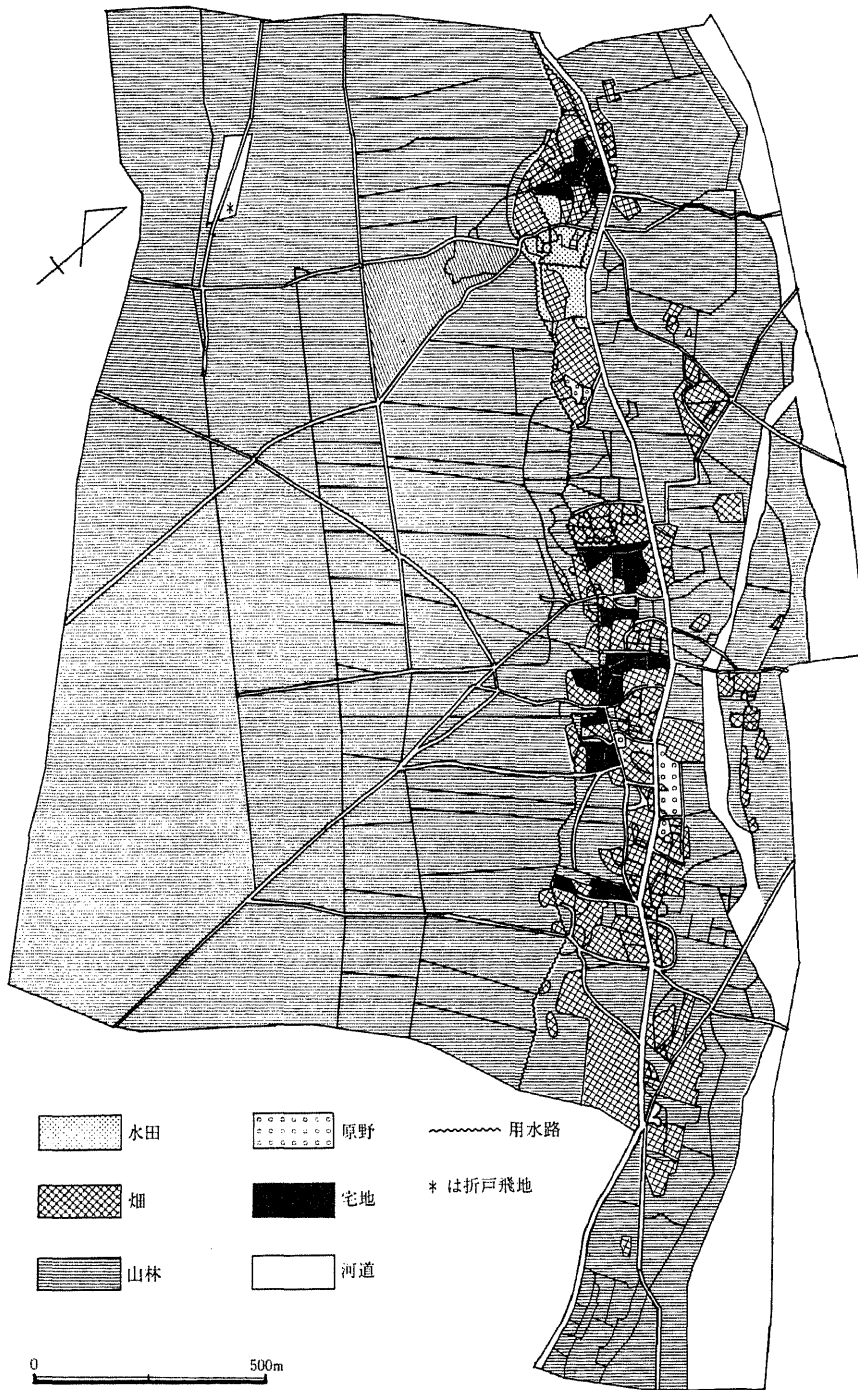
3) 明治前期の耕地と土地所有

明治前期の耕地と土地所有の状況を、1888(明治21)年の「上横林村土地台帳」¹⁴⁾をもとにみると、上横林村の地籍内の民有地の総面積は253町8反7畝14歩であり、その内耕地は21町8反24歩(水田は5反5畝19歩)、山林原野は228町5畝3歩(共有地は45町6反6畝8分)である¹⁵⁾。前節でみたように、「検地名寄帳」による1871年の耕地はすべて畑であり、その面積は12町5反5畝21歩であったことからすると、明治前期の17年間の間に耕地面積は約9町ほど増加し、わずかながらも水田が造成されたことがわかる。水田が造成されるようになったのは、明治時代になって藁沼用

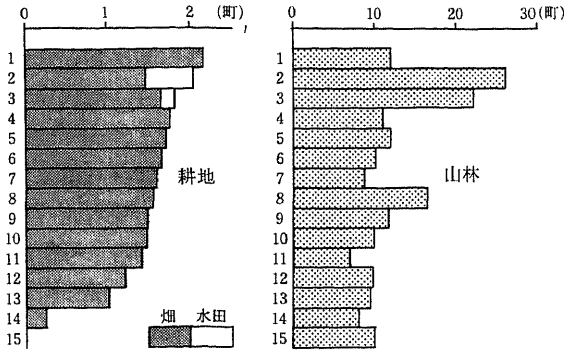
水の御用水としての役目が終了し、用水を農業用水として利用することが可能となったためである。しかし、藁沼用水の水量は少なく、開田できたのはほんのわずかな面積であった。水田の増加は1895年(明治28)の水利組合の結成とその後の用水堀の拡張工事を待たねばならなかった。

1888年の土地台帳と地籍図¹⁶⁾を用いて、当時の耕地区画と土地の地目による土地利用を復元したのが第3図である。図に示されるように、上横林村の地籍の大部分は山林である。耕地や宅地は村内を南北に通る道路や藁沼用水沿いに集中している。とくに宅地は藁沼用水に沿って分布している傾向が顕著である。これは、用水の支線を屋敷内にひきいれ飲料水などの生活用水として藁沼用水を利用するためである。上横林村では、地下水面が深く(約100メートル)、井戸によって生活用水を得ることができなかった。そのため、屋敷地の立地は藁沼用水によって制約されていたといえる。耕地は大部分が畑であるが、水田は集落の北部、藁沼用水の上流部付近にわずかだけまとまって存在している。当時の藁沼用水の水量は乏しかったため、比較的水量の多い用水上流部付近においてのみ開田が可能であったと考えられる。

次に同じく土地台帳をもとに、各戸別の耕地ならびに山林の所有面積を示したのが第4図である。各戸の所有耕地面積は江戸時代と同様に平準化しており、ほぼ平均して1町5反程度の耕地を所有している。1871年には、ほぼ平均して1町程度の耕地を保有していたことからすると、各戸平均して5反程度の耕地を増加させたといえる。また、水田を所有しているのは2戸のみである。そして、全体としては各戸平均して耕地を所有しているといえるが、全く耕地を所有しない者が1戸、耕地を2反5畝程しか所有しない者が1戸みられ、ほんのわずかながらも土地所有のうえで階層分化がみられ始めている。山林は、20町以上所有している家が2戸、16町程度を所有している家が1戸みられるほかは、ほぼ平均的に10町程度の山林を所有している。これらのことから、当時の上横林村の農家の平均的な土地所有規模は、耕地(ほ



第3図 上横林村の土地区画と土地利用(1988年)
 (「地籍図」と「土地台帳」により作成)



第4図 上横林村の戸別の土地所有面積(1889年)
(「土地台帳」により作成)

注)各戸の番号は所有耕地の多い順につけた。
耕地の各戸の番号と山林の各戸の番号とは対応する。

とんどが畑)1町5反に、山林10町であったといえる。この山林10町は、自家消費用の薪や落葉や下草を採集するには十分な面積であり¹⁷⁾、さらに共有地も約46町存在することから、販売用の薪などの採集が盛んに行なわれていたことがうかがえる。

以上のような所有耕地・山林の分布状況を、3戸の農家を事例として示したのが第5図である。図にみるように、各戸の所有耕地・山林は、屋敷地の周辺部にほぼまとまって分布している。すなわち、集落の北部(中部・南部)に屋敷地をもつものは、集落の北部(中部・南部)にまとまって耕地や山林を所有している状況にあることが、はっきりと示されている。

4) 明治前期の生業形態

まず、1888年(明治21)の「農事調査下調書」¹⁸⁾をもとに農業生産の状況について検討してみたい。同資料によると、当時の耕地面積は、21町8反1畝25歩(その内水田は、5反5畝19歩)であり、総作付け面積は36町1反1畝15歩である。総戸数は13戸、総人口は98人(男42人、女56人)である。

次に、1888年の上横林村の農産物を示したのが第2表である。表に示されるように、当時の上横林村の主要農産物は自給的食用農産物としての稗・大麦・小麦・粟・大豆・青芋(里芋)と商品作

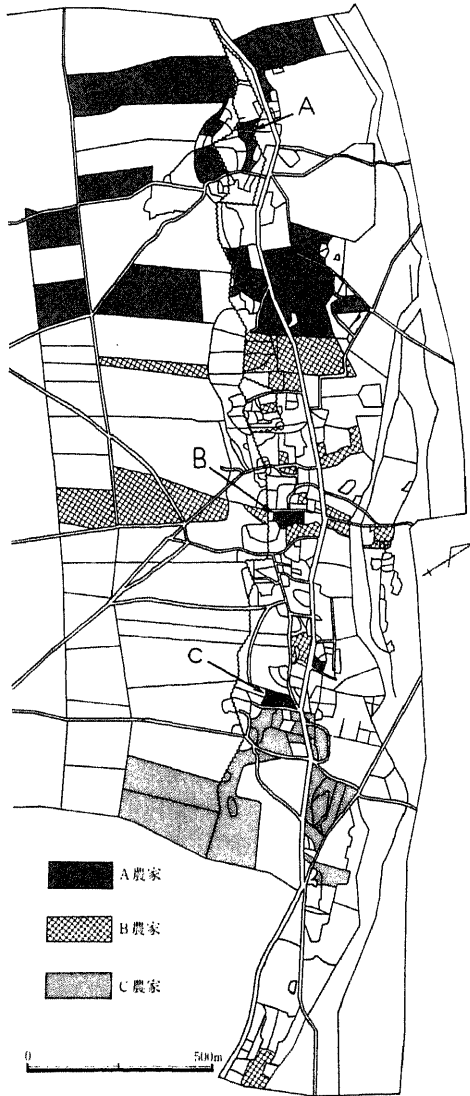
物としての葉煙草である。食用農産物の生産量としては、稗の生産量が最も多く、当時の上横林村の住民の主食は稗であったことがわかる。また土地生産性を麦類でみると、反当たり大麦で約0.8石、小麦で約0.4石であり、極めて低位であった。商品作物としては葉煙草は、生産額から見ると約300円であり、農産物のなかでは、際立って生産額が多い。同資料によると、農産物のなかで大字外へ移出されている農産物は葉煙草のみであり、葉煙草は当時の村民にとって最も重要な現金収入源であった。江戸時代に重要な農産物であった荏は、明治期にはその栽培は全く衰退してしまったようで、1888年の作付け反別、生産量は、ほんのわずかである。また、養蚕の状況を示す繭の生産量も4斗5升と少なく、養蚕もまだ本格的には行なわれるようにはなっていないことを示している。

次に、「営業雑種両税人名簿」¹⁹⁾をもとに1879年(明治12)の農閑余業の状況を示したのが第3表である。穀類や醤油・酒類販売などの一般的な余業のほか炭焼、木挽、柚などの山林資源を利用した余業を営むものが多く、山林資源が当時の収入源として大きな役割をもっていたことがわかる。また、小規模のものであったと思われるが、課税対象となる水車を持っていたものが5人おり、水車を用いた製粉・製板などが行なわれていたことを示している。

5) 明治初期の人口構造と家族構成

a. 人口構造と家族構成

ここでは、1872年(明治5)の「宇都宮県管轄第五大区拾壹小区戸籍」²⁰⁾(以下「壬申戸籍」と略称する)をもとに当時の人口構造と家族構成を検討してみたい。同資料によると当時の上横林村の総戸数は13戸である。総人口数は73人で、その内男は28人、女は45人であり、男は全体の38.4%、女は61.6%と著しく女が多い。男女の年齢別人口構成を示したのが第6図であるが、全体的に各年齢層を通じて女が多い傾向にあるが、特に10才未満と40才以上50才未満の年齢層において女が多い



第5図 事例農家の土地所有形態(1888年)
 (「地籍図」と「土地台帳」により作成)

傾向が著しい。40才以上50才未満の年齢層において著しく女が多いのは、その夫の年齢が同じではなく、年上である場合がほとんどであるため、逆に50才以上60才未満の年齢層においては男が女よりも多い。10才未満の年齢層において女が著しく多いのは、出生数が多いためと思われるが、なぜ女の出生数が多いのかは不明である。

「壬申戸籍」には、上横林村の他に横林村・接骨木村の戸籍も含まれている。そこで、両村を含めた横接地区全体での男女の年齢別人口構成を示

したのが第6図である。横接地区全体では、戸数は39戸、人口は213人、その内、男は96人女は117人である。男女の比率は、男が全体の45.1%、女が54.9%であり、女がやはり多いものの上横林村一村での場合と比べるとその差はわずかである。このことは、横林村・接骨木村の場合には男女の比率は均衡がとれていることを示しており、著しく女が多い傾向は、上横林村一村の特異な現象であるといえる。年齢別の人口構成においては、20才以上の年齢層では男女の比率は均衡がとれているのに対して、20才未満の年齢層では女のほうが多い傾向がみられる。人口ピラミッドの形態としては、つりがね型をしており、人口は停滞傾向にあることが示されている。

一戸あたりの平均家族数は、上横林村で5.6人、横接地区で5.5人であり、当時の平均的な家族数は5～6人であった。家族形態は、夫婦家族が2戸あるが、他の11戸はすべて直系家族であった²¹⁾。また1組の夫婦の子供数は2～3人が一般的であった。

b. 相続制度

北関東や東北地方を中心とする集落に、明治前期まで根強く残っていた相続形態に姉家督がある。姉家督とは、初生子が女子である場合、弟すなわち長男がいても、長男を婿にだし、初生子である姉が家督を相続する形態をいう。ただし、実際には姉自身が家督相続人となるのではなく、姉の夫である婿養子が戸主となる²²⁾。また、姉家督と長子相続との中間的な相続形態として中継相続がある。中継相続は、姉と弟の年齢差が大きい場合、姉は婿をとり、一時的に家督を相続し、弟が成長すると家督を弟に譲って分家する相続形態である²³⁾。

「壬申戸籍」によると、上横林村では、婚姻に際して婿をとっている事例が8件あった。しかし、婿をとった者の家族構成が判らなければ、それが姉家督や中継相続によるものか、あるいは子供が女のみであったためなのかは判断できない。先に検討したように、上横林村の場合女が男よりも不

第2表 上横林村における農産物の作付反別・生産量・生産額(1889年)

作物	作付反別 (町,反,畝,歩)	生産量 (石,斗,升,合)	生産額 (円,銭)
米	5, 5, 19		
粟	1, 6, 9, 10	13, 5, 2, 8	33, 82
大 麦	6, 6, 3, 0	53, 0, 4, 0	106, 8
小 麦	7, 6, 7, 0	30, 6, 8, 0	110, 44
稗	7, 5, 4, 0	124, 4, 0, 0	149, 28
玉蜀黍	3, 9, 0	2, 9, 2, 5	11, 70
蕎 麦	5, 2, 0	1, 9, 5, 0	7, 80
大 豆	1, 4, 5, 0	10, 8, 7, 5	54, 37
小 豆	3, 6, 4	1, 8, 0, 0	10, 80
大 根	5, 2, 0	2329(貫)	23, 20
午 房	6, 5	45(貫)	2, 70
人 参	1, 9	26(貫)	1, 30
青 芋	2, 3, 4, 0	5616(貫)	112, 32
南 瓜	1, 5	45(貫)	2, 25
胡 瓜	5, 0	65(貫)	2, 60
茄 子	1, 3, 0	65(貫)	3, 25
雑 菜	1, 8	39(貫)	0, 78
葱	8, 5	53(貫)	5, 83
往 胡 朝	1, 1, 5	3, 9, 0	2, 0
煙 草	5, 9, 5, 0	1190(貫)	297, 50

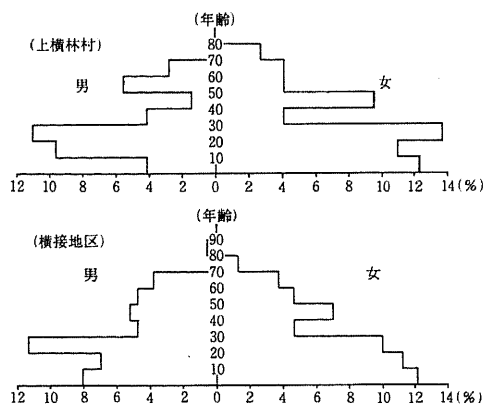
(「農事調査下調書」により作成)

注) ————— は資料に記載がない。
 以上の農産物のほかに次のような生産物もあった。
 柿 213貫(3円19銭). 繭 4斗5升(11円25銭)
 馬 26頭. 家鶏 39羽. 卵 520個(3円12銭)

第3表
上横林村の農業外就業従事者
(1879年)

職 名	兼業職名	人 数
仲 買 商		1
醬 油 商	石 油 商	1
穀 類 商	醬 油 商	1
酒類請売		2
屋根板葺		2
柚		1
木 挽		3
煙 草 刻		4
炭 焼		3
水車営業		5

(「営業雑種両税人名簿」により作成)



第6図 上横林村と横接地区の人口の性別・年齢別構成(1872年)
(「宇都宮県管轄第五大区拾老小区戸籍」により作成)

自然に多かったのである。しかし戸籍からは、上横林村で1件の姉家督が確認できた(第7図)。W家の長女(図中a, 妻)は、婿(図中a, 戸主)をとり、その婿が家督をついだ。13才年下の弟(図中a, 弟)は、翌年にK家に養子に出ている。この事例では、姉と弟の年齢差が大きいので、すなわち男子が後に生まれるかどうか判らなかつたため、姉が婿をとって家督をついだものとも考えられるが、結果的には姉家督の形態をとっていたことになる。また姉家督については、上横林において、W家の他に1件の事例を確認することができた。

中継相続については、上横林村について、「壬申戸籍」と1920年(大正9)の「戸籍簿」を比較することによって1件見いだすことができた(第7図)。それは、姉家督がみられたと同じW家においてみられた。「壬申戸籍」では、長女(図中a, 長女)が1875年(明治8)に婿をとって家督を相続しているが、1920年の「戸籍簿」では、長女の弟(図中a, 長男)が戸主(図中b, 戸主)となっている事例である。姉(長女)夫婦は1920年の「戸籍簿」には登録されていない。おそらくは、村外へ分家したものであると思われる。この事例では、姉と弟の年齢差は11才であった。また中継相続については、

上横林村において、聞き取りからも他に3件の事例を確認することができた。

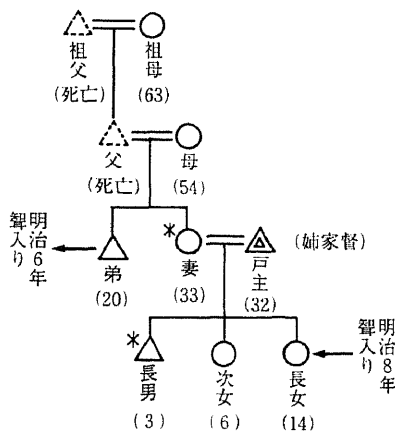
姉家督も中継相続もその存在理由は、婿をもらうことによって早期に労働力を確保することにあるといわれている。実際、古老からの聞き取りによると、中継相続は早期に労働力を得るためであったという。上記の姉家督と中継相続の事例においても、姉と弟の年齢差は大きく、婿をもらうことは早期の労働力確保に大きな役割を果たしたものと考えられる。また聞き取りによると、中継相続は大正期頃には消滅したという。中継相続の場合、弟が家督をついだ後には、姉夫婦を分家にださなければならないが、大正期頃には耕地の制約から分家をだすのが困難になったためであるという。

III 明治後期～第二次世界大戦期の生活様式

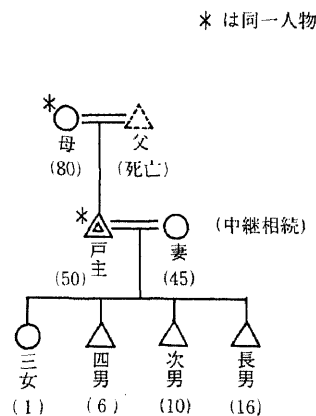
1) 墓沼用水の拡張

明治期になると、墓沼用水の大田原城下の御城水としての役目は終わり、農業用水としての利用が可能となり、開田化が進み始めた。しかし、農業用水としては墓沼用水の水量は少なかったた

a. 1872年(明治5)



b. 1920年(大正9)



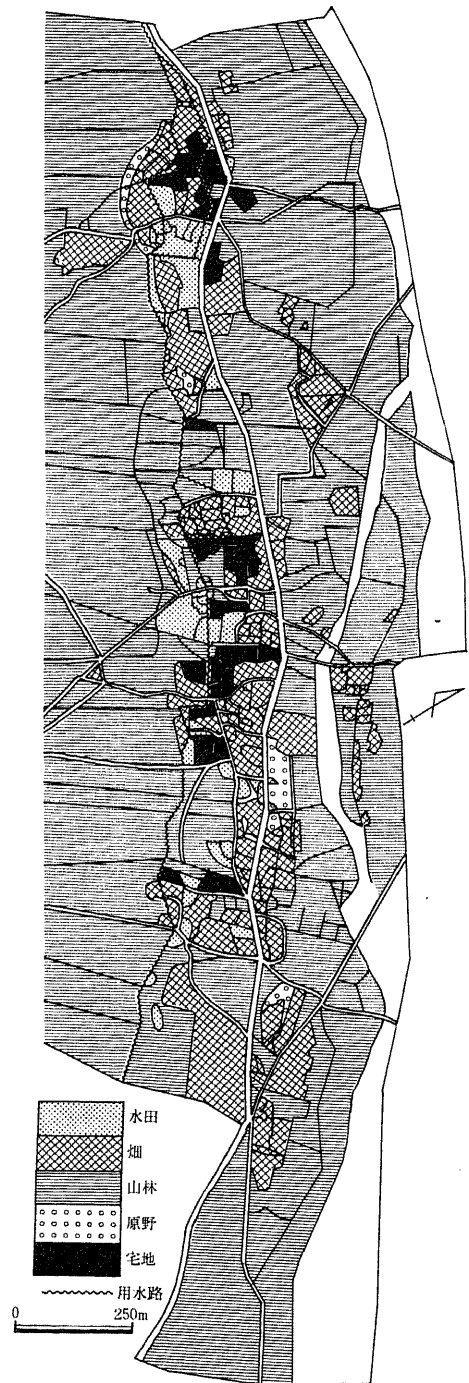
第7図 姉家督と中継相続がみられるW家の家族構成
(「宇都宮県管轄第五大区拾巷小区戸籍」と「戸籍簿」により作成)
注) ()は年齢

め、用水の増水が必要となり、1895年(明治28)、用水の沿線住民は水利組合を結成し、用水堀の拡張工事を県に申請した²⁴⁾。聞き取りによると、当時の暮沼用水の拡張工事費は、「見立て」²⁵⁾によって、資産の多寡に応じて組合側が各家に工事負担金を割り当てた。そして、その負担金に応じた引水権を各戸に分配した。工事負担金は、耕地1反歩相当の用水の引水権を5円とし、合計163町歩分、8,150円が集められた。しかし、それだけでは資金が不足し、遅野沢地区への分水を認め、遅野沢地区からも負担金を収集することによって²⁶⁾、ようやく資金繰りがつき工事が行なわれ始めた。工事は3年間かかって、1897年(明治30)に完成したが、当初はしばしば水が不足し、水争いがおこることもあった²⁷⁾。引水権は水株と呼ばれ、1反あたり1株で合計1630株存在した。しかし、用水量は不足しがちであったため、水株相当分の用水が完全に給水されることは少なかった。1630株分の給水が完全に行なわれるようになるのは、1960年(昭和35)以降のことである。

2) 大正期の耕地と土地所有

ここでは、1922年(大正11)の「戸数割所得金額納表」²⁸⁾をもとに、当時の耕地と土地所有について検討してみたい。同資料によると、1922年における上横林地区住民の所有する水田面積は6町6反3畝11歩、畑地面積は22町3反1畝、山林は142町6反9畝である。前章で検討したように、1888年においては水田は5反5畝19歩、畑は21町2反5畝5歩であったことからすると、畑の面積には大きな変化はみられないが水田は大幅に増加していることが判る。これは暮沼用水が拡張され、用水量が増加し開田が進んだ結果である。このころと類似した水田と畑の分布を示すと思われる昭和初期の集落周辺部の土地利用を示したのが第8図である²⁹⁾。1888年には暮沼用水の上流部わずかしのみみられなかった水田が、用水沿いに下流部にまで広がっている状況が示されている。

同資料によると、当時の上横林地区の総戸数は20戸である。その内耕地を持つものは13戸であり、



第8図 上横林地区の土地区画と土地利用(昭和初期)
(「地籍図」により作成)

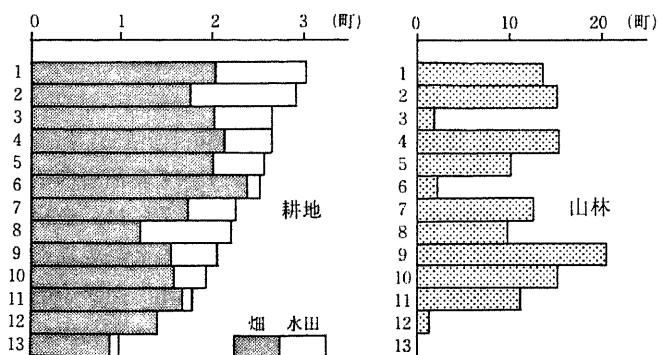
小作は2戸、製材業や荷馬車業、水車業などを専門的に行なっているものが5戸であった。田畑を所有する13戸について、田畑と山林の所有面積を示したのが第9図である。戸別の耕地所有規模は少ないもので約1町であり、多いものでは約3町である。平均すると2町程度であるが、1888年においては平均して1町5反程度であったことから、1戸あたり5反程度の所有耕地の増加があったことがわかる。各戸の所有耕地はおおよそ2町前後に集中する傾向にあるが、全く耕地を所有しないものもあり、1888年の状況と比べると、所有規模の階層分化が多少みられるようになっている。この傾向は山林の所有についてもみられ、1888年においては、各戸とも平均して少なくとも10町程度の耕地を所有していたが、1912年には2～3町程度の山林しか所有しないものが3戸みられるようになっている。

3) 大正期の生業形態

大正期になると水田は増加したとはいえその土地生産性は反あたり4俵程度と低く、農業生産は、依然として畑作が中心であった。しかし、当時の畑作の状況を示す資料は乏しく、作物の栽培状況や1888年以降の変遷についてははっきりとしたことはわからない。ただ、1910年(明治43)には横接地区で横接養蚕組合が結成されており³⁰⁾、その頃から養蚕が盛んになり始めたことがうかがえる。しかし、蚕は葉煙草の花粉により体内を侵され、

黄色い水を吐き出し収縮してしまうことから、葉煙草作りと両立させることができず1924年(大正13)頃を境に衰退してしまった。大正期においても畑の主要な商品作物は、葉煙草であったと考えられる³¹⁾。

1922年の「戸数割所得金額納表」をもとに、当時の農業外の仕事と農閑余業を示したのが第4表である。農閑余業としては雑木販売を行なうものが最も多く、10戸みられる。これを戸別にみると山林を所有する農家のうち、10町以上の山林を所有する農家はすべて雑木販売を行なっており、平均的な農家においては雑木販売が必須の農業外収入となっていた。その外の農閑余業として注目すべきものは、荷馬車業である。各農家の山林で採集された雑木・薪・炭は、西那須野町や大田原町へ運ばれたが、荷馬車で運ばれたのである。その駄賃稼ぎも農家にとって重要な現金収入であった。荷馬車業はそれを専業にするものも1軒みられる。また、製材職を専業にするものも2軒みられ、木材加工も行なわれていたことがうかがえる。また水車稼業を行なうものが2軒あり、そのうち1軒は水車稼業専業である。聞き取りによると、大正期頃には、藁沼用水沿いには2種類の水車があった。1つは営業用の水車であり、他方は自家用の直径2メートル程の小規模のものである。営業用の水車は、製粉や精米、製板などに用いられた。余業として水車稼ぎを行なっているものは雑木販売や木材卸しも行なっており、水車で製板し



第9図 上横林地区の戸別の土地所用面積(1912年)
 (「大正拾壹年度戸数割所得金額納表」により作成)
 注)第4図に同じ。

第4表
 上横林地区の農業外就業従事者
 (1912年)

職名	専業者(人)	余業者(人)
雑木販売	1	9
荷馬車業	1	2
酒類販売	0	2
養蚕	0	2
水車営業	1	1
木材卸売	0	1
薪炭生産	0	1
製材業	2	0

(「戸数割所得金額納表」により作成)

た木材を販売するという形態をとっていたとも考えられる。自家用水車は、藁沼用水を屋敷地内に引水した廻し堀に設置され、主に自家発電に用いられた。上横林地区では第二次大戦後まで、電力は水車による自家発電に頼っていた。

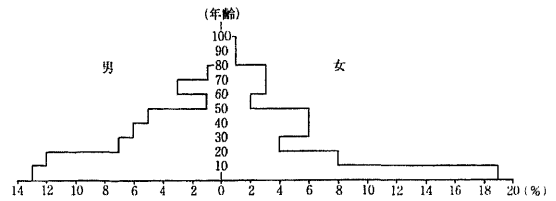
また余業としては、これらの他に馬の飼育がある。馬は駄馬や農耕馬として飼育されていたほか、販売向けの小馬の育成も行なわれていた。大正・昭和初期まで馬産地横接の名は高く、馬市では上位で取引されたという³²⁾。上横林地区の馬の飼育頭数は、1872年(明治5)は17頭³³⁾、1901年(明治34)は40頭³⁴⁾、1918年(大正7)は27頭³⁵⁾であった。時期によって差はあるが、1戸平均おおよそ1～2頭程度飼育されていたといえよう。

4) 大正期の人口構造と家族構成

上横林地区には1920年(大正9)の「戸籍簿」³⁶⁾が現存している。この資料は文字どおり戸籍であり、当時の本籍人口がしるされている。そこでこの資料をもとにして、1907年(明治40)生まれの古老に記憶をたどってもらうことにより、1920年頃の現住人口を復元した。

1920年の上横林地区の総戸数は19戸であり、総人口は140人である。人口の男女比率は、男が67人で総人口の約48%、女が73人で約52%である。1872年と比べると、戸数は6戸増えており、人口は73人から140人へとほぼ倍増し、平均家族規模も5.6人から7.4人に増えている。明治・大正期を通じて分家の創出による戸数の増加と、それを上回る急激な人口増加があったことが示されている。また全体としては男のほうが増加数が多く、男女比は1872年と比べると均衡がとれてきている。

第10図は1920年頃の男女別年齢別の人口構成を示したものである。図に示されているように、人口ピラミッドは全くの富士山型を示しており、人口が急増過程にあることがはっきりと示されている。とくに、男女とも20才未満の年齢層の比率が著しく多く、過去20年前後の間に人口は急増しはじめたことが読み取れる。



第10図 上横林地区の人口の性別・年齢別構成(1920年)

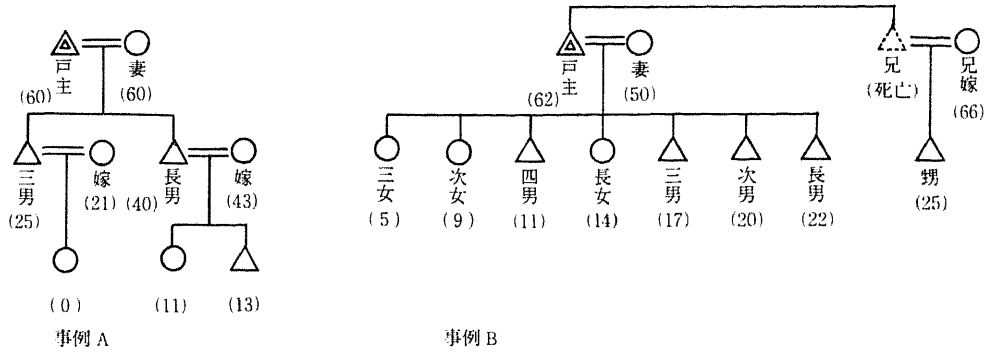
(「戸籍簿」と聞き取り調査により作成)

家族構成は、夫婦家族が11戸であり、直系家族が6戸、複合家族が2戸である。明治期は、夫婦家族が2戸であり、直系家族が11戸であったことに比べると、直系家族がやや減少し、夫婦家族が大幅に増加している。これは分家の創出による結果であると考えられる。また、明治期には複合家族はみられなかったが、大正期には2戸みられるようになっていく。この複合家族の家族構成を第11図に示したが、事例Aでは、戸主の夫婦と長男夫婦、三男夫婦が同居している。次男もすでに結婚しているが、次男夫婦はすでに分家に出ている。三男夫婦は年齢が若く、結婚して数年かと思われるが、財産分与の面などで分家に出る余裕がなく、長男夫婦と同居していたものとおもわれる。事例Bでは、戸主夫婦と、戸主の兄嫁とその息子が同居している。戸主の兄嫁と甥が同居しているため複合家族となっているが、これは戸主の兄が死亡したため、弟である戸主が兄嫁と甥を引き取ったものと考えられる。

Ⅳ 第二次世界大戦期以降の生活様式

1) 藁沼用水の水利権の増加

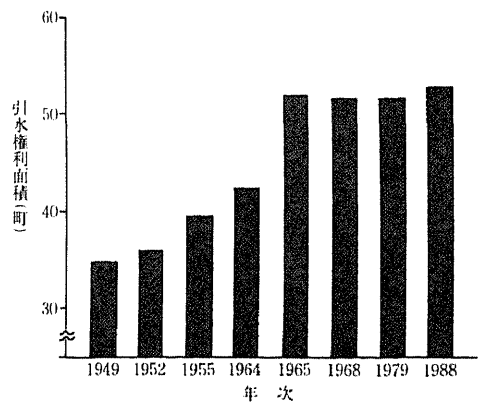
上横林地区の水田は用水をすべて藁沼用水に依存しているが、この用水を利用するには、水利権である水株が必要である。水利組合の結成以来上横林地区には、35町歩分の水株があったが、用水量の不足から水株の約3分の1の用水が給水されるにとどまっていた。しかし、戦後用水量は増加し、1960年(昭和35)以降は水株分の用水が完全に給水されるようになった。そこで、開田が徐々に



第11図 上横林地区の複合家族の家族構成(1920年)
 (「戸籍簿」と聞き取り調査により作成)
 注) ()は年齢

すすめられたが、水株の不足につきあたり飛躍的には進展しなかった。ところが、那須野原一帯では、1955年(昭和30)ごろから、電気揚水ポンプが普及しはじめ、蛇尾川の伏流水を農業用水として利用することが可能となった。藁沼用水沿線においても地下水面の比較的浅い接骨木地区以南の集落においてはそれが普及しはじめた。例えば、接骨木地区では1967年(昭和42)までに、全農家が電気揚水ポンプの恩恵を受けるにいたった³⁷⁾。このことにより、接骨木地区以南の集落においては、藁沼用水への依存度が低下し、上横林地区などの上流部へ水株が譲渡されるようになった。上横林地区では、地下水面が深く(約100メートル)、ポンプによる揚水は困難で、農業用水は藁沼用水に頼らざるをえなかった。

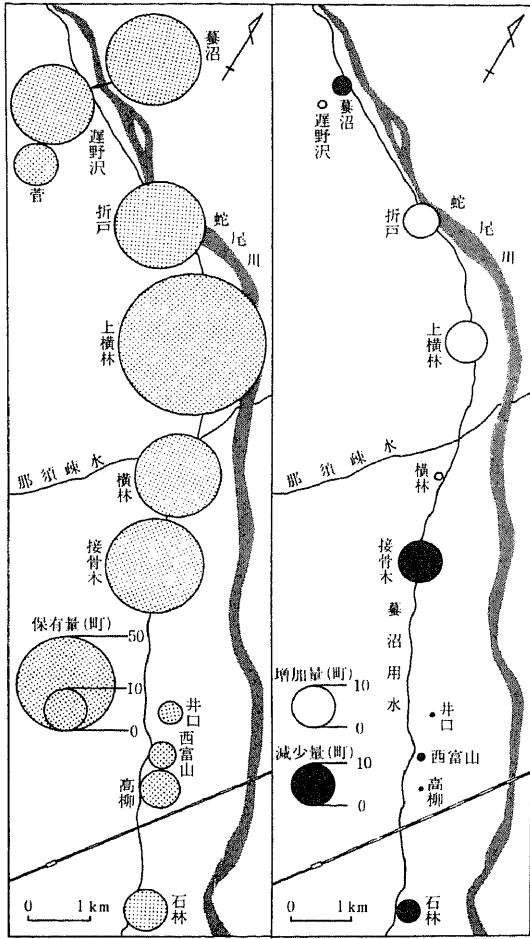
第12図は上横林地区における戦後の灌漑水利権保有面積(水株)の推移を示したものである。1952年(昭和27)以降、灌漑水利権は徐々に増えるが、1964年(昭和39)から1965年(昭和40)の間に飛躍的に増加し、その後は現在まで約52~53町分の灌漑水利権を保持している。上横林地区と同様に、藁沼用水沿線の集落では1964年から1965年の間に水利権の大幅な譲渡がみられた。そこで、両年間にける各集落の水利権の保有量の変化と1965年の保有量を示したのが第13図である。接骨木以南の集落から横林以北の集落への水利権の譲渡がはっきりと示されている。またその結果上横林地区は、



第12図 上横林地区の藁沼用水の引水権利面積の推移
 (1949年は藁沼堰普通水利組合の「水分台帳」、1952年以降は、藁沼堰土地改良区の「土地原簿」により作成)

最大の藁沼用水の水利権の保有集落となった。水利権の移動は、売買にておこなわれたが、1950年代には1反あたり約2~3千円、1964年~1965年には1反あたり約2~3万円で売買された。

水利権の増加によって、上横林地区の開田は大幅に進展することになった。なお、開田の進展の背景には、全国の一般的な傾向として、政府の政策による米価の安定、ブルドーザーなどの大型機械の導入によって水田の造成が容易になったこと、農業機械が導入され農作業の労働集約化が進んだことなどがあげられる。

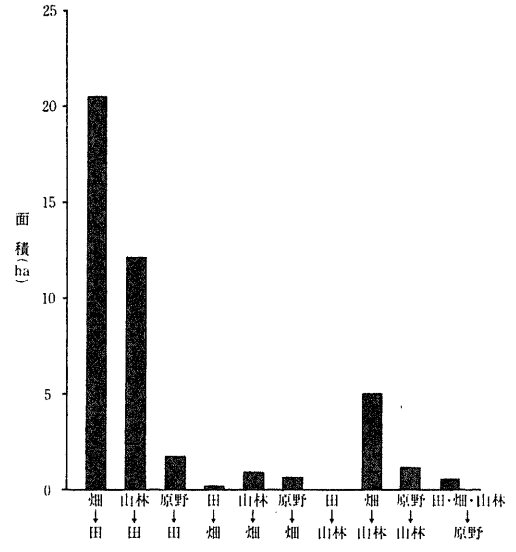


a) 1965年の引水権の保有量 b) 1964～1965年の引水権の保有量の変化

第13図 藪沼用水沿線地区の引水権利面積とその変化 (第12図と同じ資料により作成)
注) 昔地区の1964～1965年にかけての引水権の保有量の変化はなし。

2) 現在の耕地と土地所有

現行の「土地台帳」³⁸⁾(1988年1月現在)によると、上横林地区の地籍内の水田面積は約55.1 ha、畑は約10.8 ha、山林は203.9 haである。1922年においては、水田は約6.6町、畑は22.3町であったことからすると、水田は大幅に増加し畑は半減している。水田の増加は昭和20年代から徐々にみられたと思われるが、大幅に増加するのは先にみた水利権の大幅な増加がみられる1965年以降で



第14図 上横林地区の地目変換面積(1965～1978年) (「土地台帳」により作成)
注) 田から山林への変換面積は55m²。

ある。そこで「土地台帳」から1965年～1978年の間に行なわれた地目の変換面積と地目の変換の種類を示したのが第14図である。「土地台帳」における地目の変換は、土地利用の変化と同時に限られるとは限らないので、必ずしも土地利用の変化をそのまま反映しているとはいえない。しかし、上横林地区では、1973年(昭和48)～1974年(昭和49)に国土調査が行なわれているため、1974年までの地目の変換は正確におさえられているといえる。実際「土地台帳」における地目の変換は1973年と1974年に集中している。

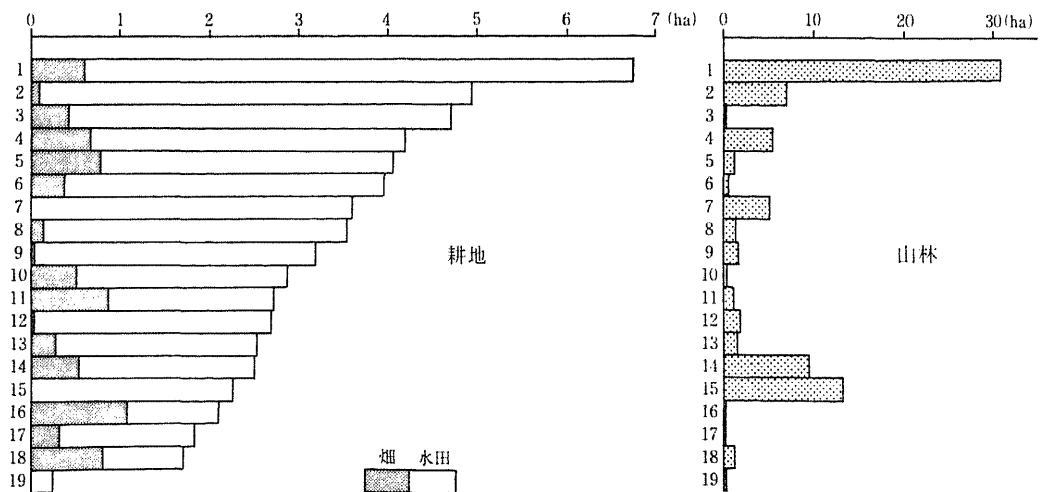
地目の変換は、この時期における開田化の進展を反映して、ほとんどが水田への変換である。その中でも最も多いのが畑から水田への変換であり、約20 haの変換がみられる。それに次ぐのが山林から水田への変換であり、約12 haの変換がみられる。このように、この時期の水田化は畑の地目の変換を中心に進展したことがわかる。畑への地目の変換は山林と原野からの変換がみられるが、その面積はわずかである。水田への変換の他に顕著な地目の変換は、畑から山林への変換である。約5 ha程度の畑から山林への変換がみられ

るが、これは水田化の進展によって各農家の水田所有面積、すなわち土地生産性の高い耕地の所有面積が増加した結果、耕作に不向きな土地生産性の低い畑が耕地としては放棄されていったことを示していると考えられる。

次に、同じ「土地台帳」をもとにして、上横林地区の住民の田畑山林の所有状況を示したのが第15図である。各戸の所有耕地は大部分が水田であるが、各農家の所有規模は平均すると約3 ha程度であり、1922年にはそれは約2町程度であったことからすると、平均して約1 ha程度所有耕地が増加したことになる。しかし、その所有規模は階層分化がはっきりとみられるようになってきており、その傾向は山林において一層著しい。比較的多くの山林を所有する農家は、約30 ha所有する農家が1戸みられるほかは約13 ha所有する農家が1戸、約9 ha所有する農家が1戸みられるのみであり、1 ha未満の山林しか所有しない農家がほとんどである。明治期から大正期においてある程度維持されていた各戸が10町程度の山林を所有するという原則は、まったく崩壊してしまっている。これは、山林が切り開かれて耕地となったことと、現在においては、かつてみられたような薪炭や落葉・下草の採集などの山林の利用が行

なわれなくなり、山林の利用価値が減少し、土地開発業者などに売却されたことによる。共有地の売却も進められ、1970年ごろには100 haほどあったといわれる共有地も、現在ではわずか7.6 haになっている。

「土地台帳」によると、1970年ごろから山林・原野の所有者が上横林地区の住民から、外部の居住者や不動産業者に書き替えられる事例が増え、その筆数も相当数にのぼるようになる。これは、当時の土地開発ブームによつて、那須野原は別荘地として注目され、上横林地区もその1地域として目がつけられたためである。上横林地区の住民の手を離れた山林・原野は、約110 haであるが、はじめは一括して不動産業者の所有となり、その後分譲別荘地として個人に売り渡された。現在ではその多くが個人の所有となつている。分譲別荘地の所有者は、ほとんどが東京都、神奈川県、千葉県などの首都圏居住者であり、その数は1345人にのぼり、その所有面積は約100 haに及んでいる。また、一戸当たりの分譲面積は土地開発業者ごとに一定のパターンがみられ、例えばK商事は100~200 m²、S開発株式会社は400~800 m²である。



第15図 上横林地区の戸別の土地所有面積(1988年)
 (「土地台帳」により作成)
 注)第4図に同じ

3) 現在の土地利用と景観

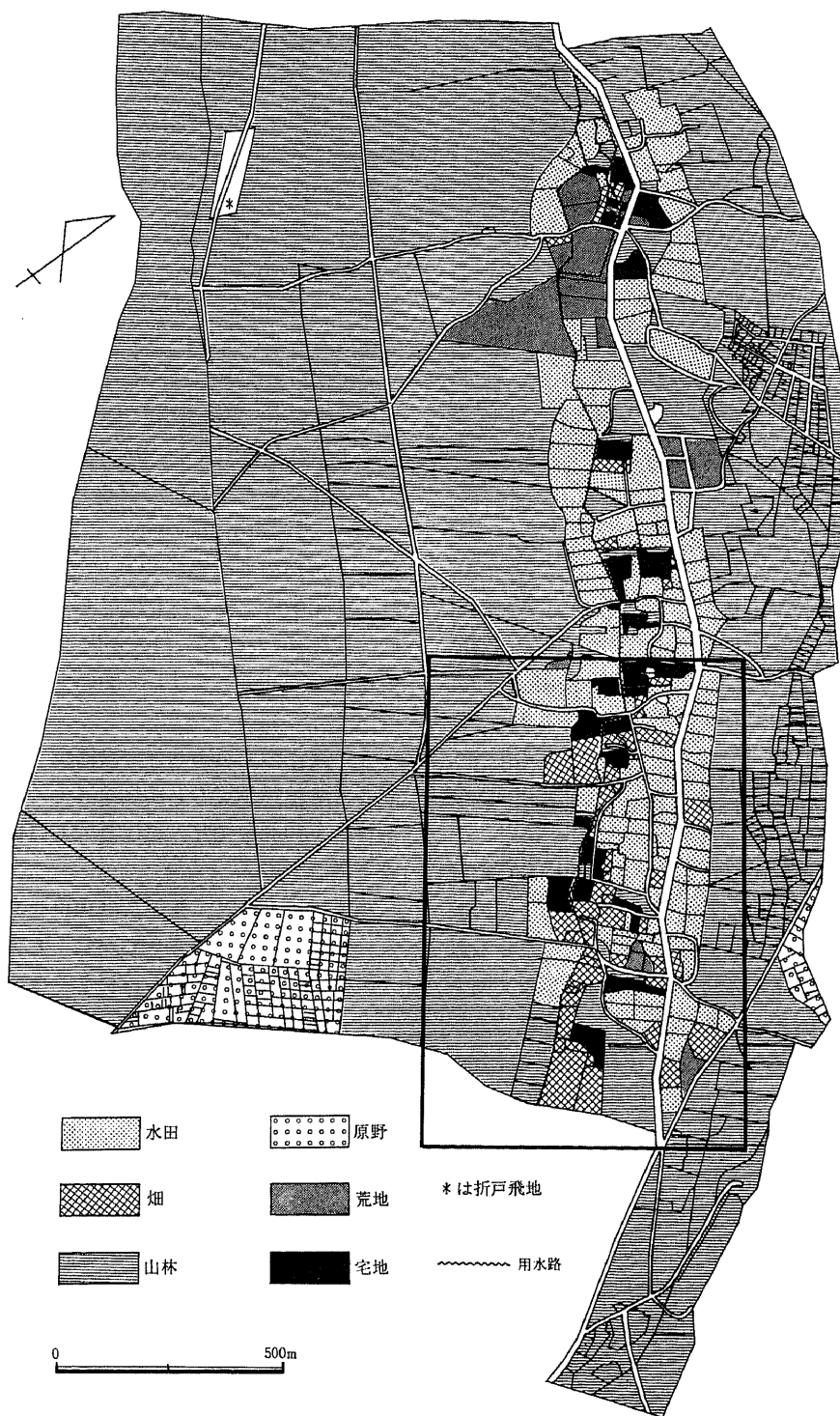
地籍図と現地調査(1987年10月)をもとに現在の土地区画と土地利用を示したのが第16図と第17図である。土地利用としては圧倒的に水田が多い。畑は集落の南部に比較的まとまってみられるほかは、屋敷地の周辺部に自家菜園としてわずかに点在するのみである。南部にみられる畑の作物は飼料作物としてのデントコーンがほとんどであり、他に牧草が比較的多くみられる。これは現在上横林地区で4戸ある酪農家が、集落の南部に集中しているためである。また集落の北部には、まとまって荒地がかなり広い面積にわたってみられる。これは昭和40年代の高速道路建設の際に、砂利や石を採集するために山林を開墾した跡であり、現在でもそのまま放置されているものである。屋敷地は明治・大正期の状況と同じく藁沼用水に沿って立地している。各戸は、「廻し掘り」と呼ばれる藁沼用水の支線を屋敷地内にひきいれている場合が多く、それは現在でも生活用水として利用されている場合もある。また集落の家屋は、多くが南東を向いているが、家屋の背後の北西方向には杉による防風林が築かれている。これは冬の北西の季節風を防ぐためのものであるが、大きいものでは、5列から6列の杉によって構成されている。上横林地区の家屋景観の1例として、T家の屋敷取と間取を示したのが第18図である。T家の屋敷地の広さは、屋敷林も含めると約590坪であり、家屋は母屋、作業舎と3つの納屋、畜舎、石倉から構成されている。畜舎がみられるのはT家は現在和牛を4頭飼育しているためである。また作業舎では副業として簡単な金属の溶接作業が行なわれている。母屋の裏側の屋敷林の中には廻し掘りが引かれ、洗い場が設けられており現在でも生活用水として利用されている。また、母屋の真北の道路沿いには柊の大樹が植えられているが、これは鬼門除であり、柊の尖った葉が魔よけになると地元では信じられていた。母屋の建坪は56坪、部屋は6部屋あり、上横林地区のなかでは最も大きな母屋である。ちなみに現在T家の家族数は5人であるが、大正期には13人であった。間取は、ひ

ろま・なんど・かみざしき・しもざしきに、なかのま・なんどがつけ加わった形態をとっており、四間取の広間型が変形した六間取であるとみなすことができる。また、かつて馬の飼育が盛んに行なわれていたなごりとして、馬屋が2部屋設けられている。壁はすべて板壁であり、柱は栗の木でできている。建築年代は不詳であるが、栗の木の太黒柱は、ちょうな削りであることから、改築された可能性はあるが相当に古いものであると考えられる。

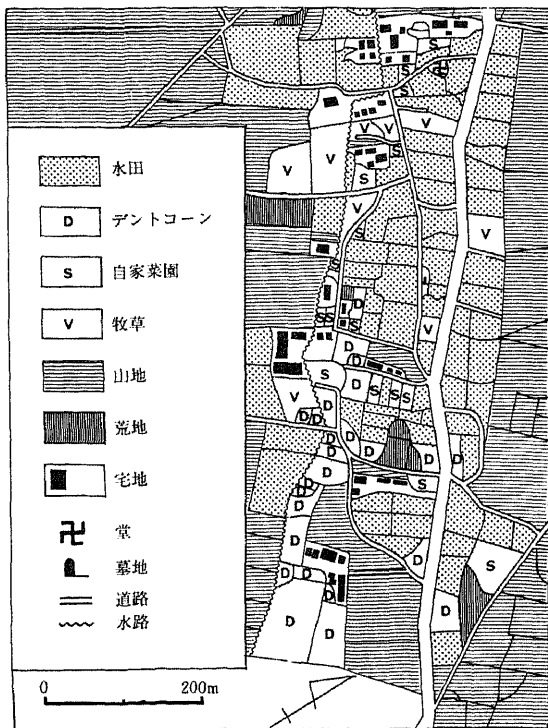
第16図で山林の土地区画に注目すると、蛇尾川沿いの地域と集落の南部には非常に細かい土地区画が認められる。これらは、別荘地として分譲された結果生じた土地区画である。蛇尾川沿いの地域はおもにN観光によって開発が行なわれた土地であり、集落の南西部は、S開発によって開発された別荘地並びにその付属施設からなる、通称パルコの一部である。両地域とも当初は大規模な別荘地として開発されようとしたが失敗し、現在ではほんのわずかの別荘が建てられているにすぎず、他の土地は分譲されたものの大部分は山林として放置されたままになっている。

4) 昭和30年代以降の生業形態

1960年以降現在までの、上横林地区の農業経営の推移をほぼ10年間隔で示したのが第5表である。これらから、次のようなことが読み取れる。1960年においては、上横林地区では水田面積が畑よりもやや多いとはいえ、その割合はほぼ同じくらいであり、農業経営の基本的パターンは、水稲作と麦類などの自給的畑作物と工芸作物としての葉煙草を組合せたものであった。また、その頃においては農作業の機械化も進まず、農業外の雇用機会も乏しかったため、多くの農家は専業農家であった。ところが1965年頃を境に水田化が急速に進み、1970年においては耕地の大部分が水田となった。その結果、農業経営の基本的パターンはほとんど水稲作のみとなり、その傾向は現在においても継続している。1986年(昭和61)の「農家台帳」³⁹⁾をもとに上横林地区の戸別の農業経営の規



第16図 上横林地区の土地区画と土地利用(1987年)
 (「地籍図」と「土地台帳」と現地調査により作成)
 注) 荒地は現地調査による。その他の土地利用は「土地台帳」による。



第17図 上横林地区の土地区画と土地利用(拡大図, 1987年)
 (「地籍図」と現地調査により作成)
 注)第16図の太線の枠内を拡大した図。

模を示したのが第19図である。1986年の各戸の経営耕地は、ほとんどが水田であり、畑は2戸の酪農家が1.5 haから2.5 ha程度を耕作しているほかは、各戸ともほんのわずかの面積を自家菜園として経営しているにすぎない。そして水稲作を中心とする農家の経営規模はほぼ約3～4 ha程度に一定しており、水田のみの農業経営としては比較的規模は大きいといえる。また、水田化の進展と同時に兼業化も進み1970年以降は、4戸の酪農家の外はすべて兼業農家となっている。

横接地区においては、乳牛飼育は1947年(昭和22)以降始められた。上横林地区においてもこの時期に乳牛飼育が始められたが1970年までは各戸が農業経営と組合せて数頭ずつ飼育を行い、この形態での乳牛飼育は1970年にピークに達した。その後、酪農経営は専門化し、少数(4戸)の専門的酪農家が大規模に乳牛を飼育する形態に変化し

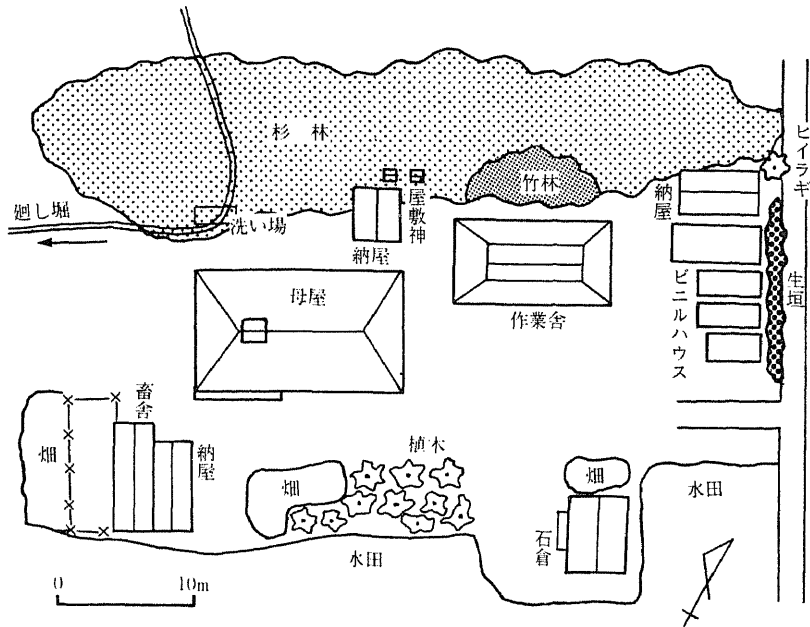
た。第20図においては1950年(昭和25)に設立された横接酪農共同組合の組合員数とその乳牛飼育頭数を示したが、飼育乳牛頭数は一貫して増加する傾向がみられるのに対して、組合員数は1971年以降激減しており、上横林地区でみられた酪農経営の変化がはっきりと示されている。また上横林地区では、経営方法の変化とはかかわらず乳牛の飼育頭数の増加に伴って、飼料作物の作付け面積が増加し、1970年以降は作物のなかで水稲に次ぐ栽培面積を占めるようになっている。

大正期において盛んに行なわれていた、雑木販売や薪炭製造、水車稼業、製材業などの余業は現在の上横林地区では全く行なわれていない。現在の主要な農家余業はゴルフ場(塩原カントリークラブ)での雇用労働である。このゴルフ場は、上横林と折戸の共有地約40 haを27年契約で借り受け、1966年に完成したものである。現在上横林地区の住民101人のうち14人が同ゴルフ場において事務員やキャディーとして働いている。

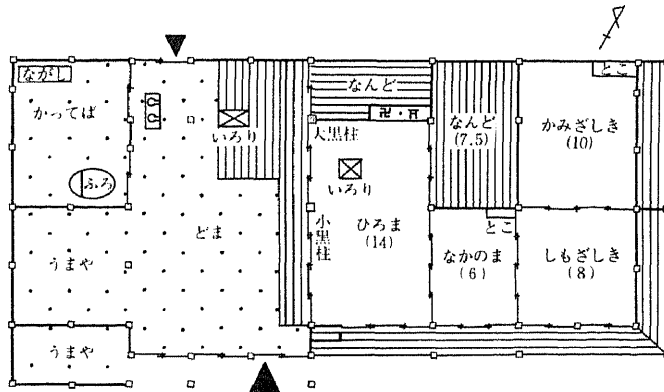
5) 現在の人口構造と家族構成

ここでは1986年の上横林地区の「農家台帳」をもとに、1986年10月の現住者の人口構造と家族構成を検討する。

同資料によると、総戸数は19戸であり、大正期とは戸数は同じである。しかし、大正期に存在した家の中には現在ではみられなくなっている家もあり、また酪農を専門的に行なっているM家⁴⁰⁾やI家は戦後に移住してきた家であることを考えると、構成農家の入れ替わりがみられたことがわかる。総人口は101人であり、大正期の総人口140人と比べると大幅に減少している。戸数自体には変化がないことから判るように、人口の減少は家族規模の縮小によるものであり、家族規模は大正期の平均7.4人から5.3人へと2人程度減少している。そしてこの家族規模の縮小は、大正期には1戸平均の子供の数は約4.1人であったが、1986年には約1.6人へと減少したために生じた。第21図は1986年の人口ピラミッドを示したものであるが、形態は全くのつぼ型を示しており、人口が停



a) 屋敷取り



b) 間取り

第18図 T家の屋敷取りと間取り
(現地調査により作成)

滞ないしは減少過程にあることがよく示されている。特に10才未満の人口数は著しく少なく、将来一層の人口減少が生じるであろうことが予想される。

家族構成は、夫婦家族が3戸、直系家族が14戸、複合家族が1戸、独身者が1戸である。大正期と

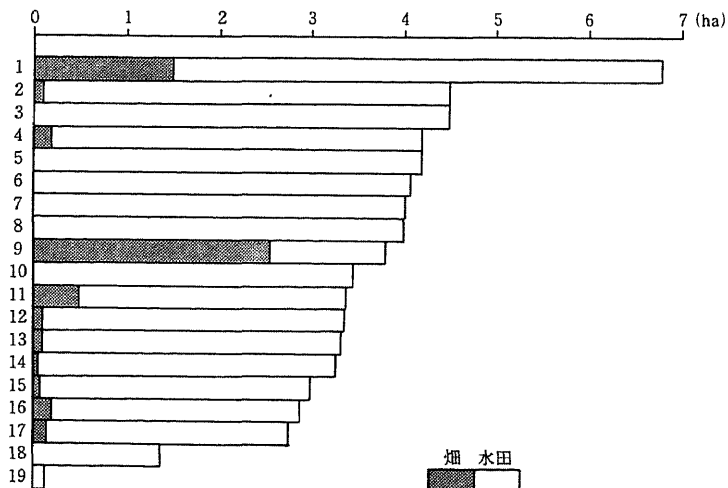
比べると夫婦家族が大きく減少し、直系家族が大幅に増加している。これは平均寿命が長くなり、第21図の人口ピラミッドにみられるように、高齢者とくに50才以上割合が大幅に増加したため、結果として2～3代にわたって親子が同居する場合が増えたからである。複合家族は1戸みられるが、

第5表 上横林地区の農業経営の推移

年次		1960年 (昭和35)	1970年 (昭和45)	1980年 (昭和55)	1985年 (昭和60)
項目					
総農家数(戸)		19	19	19	18
専業農家数		13	4	4	3
第1種兼業農家数		6	15	13	8
第2種兼業農家数		0	0	2	7
販売額第1位	稲作	—	16	14	14
部門別農家数	酪農	—	3	4	3
経営耕地 面積 (ha)	水田	19.6	55.4	60.0	64.3
	畑	16.9	10.7	12.4	8.8
	合計	36.5	66.1	72.4	73.1
作物別 収穫 面積 (ha)	稲	22.6	51.8	42.5	44.6
	麦類	14.3	0.2	1.3	0.1
	いも類	1.6	0.3	0.4	0.1
	豆類	1.4	0.3	0.4	0.1
	工芸作物	6.3	0.6	0.7	0.5
	野菜類	2.7	0.7	1.5	1.4
	飼料作物	0.6	11.2	21.1	22.2
	家畜飼育 農家数と 家畜数	乳牛(戸)	15	17	4
	(頭)	(26)	(102)	(201)	(125)
	肉牛(戸)	5	—	3	2
	(頭)	(5)	(—)	(15)	(14)
	鶏(戸)	15	2	1	—
	(羽)	(100)	(—)	(20)	(—)

(「世界農林業センサス」により作成)

注) — は資料に記載がない

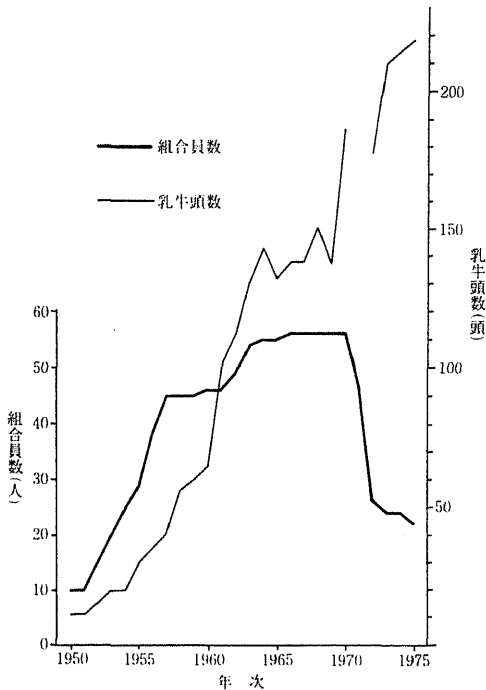


第19図 上横林地区の戸別の経営耕地面積(1986年)

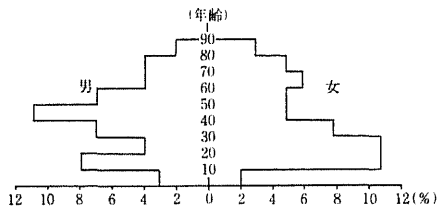
(「農家台帳」により作成)

注)各戸の番号は経営耕地の多い順につけた。

1, 9, 17, 18番は酪農家。乳牛の飼育頭数はそれぞれ70, 36, 30, 110頭。



第20図 横接地区の酪農の推移
 (「横接郷土史」により作成)
 注)1971年の乳牛頭数は資料に記載なし。



第21図 上横林地区の人口の性別・年齢別構成 (1986年)
 (「農家台帳」により作成)

これは酪農を大規模に専門的に営むM家であり、姉夫婦と共同で酪農経営を行なうため、姉夫婦が同居して複合家族を形成している。

V むすび

本報告では、上横林地区の住民の生活様式の変遷を、江戸時代から現在までを大きく三つの時期に区分して検討してきた。前章までの検討結果を

まとめたのが第22図である。江戸時代においては、藁沼用水は農業用水としての利用は禁止されていたため、耕地は畑のみであった。そして、1町前後の畑を各戸はおおよそ平等に保有・耕作し、雑穀・麦類などの自給的作物と商品作物としてのえごまを生産し、生計を成り立たせていた。しかし、上畑の石盛が8斗であることに示されるように土地生産性は極めて低く、農業生産のみで生計を維持することは困難であった。そこで豊富に存在する山林資源を利用した山稼が盛んに行なわれ、生計を補助していた。

明治期になると、藁沼用水は農業用水として利用可能となり、1895年の水利組合の結成以後は、用水堀の拡張も行なわれ、開田は少しずつ進展した。しかし、藁沼用水の水量は限られており、第二次大戦後まで農業生産は畑作が中心であった。畑の面積も明治期以降少しずつ増加したが、畑作物は自給的作物の他に、商品作物として葉煙草が導入され、荏に代わって栽培が盛んとなった。養蚕は明治後期から行なわれるようになったが、葉煙草とは両立せず、主たる生業とはならなかった。各戸は、明治前期には1町5反(ほとんどが畑)、大正期には2町程度の耕地(約3/4が畑)をおおよそ平等に所有・耕作していたが、山林も10町程度をほぼ平等に所有しており、山林資源を利用した雑木の採集や炭焼き、製材などの余業も盛んに行なわれていた。他の余業としては藁沼用水を利用した水車営業や、大正期には荷馬車業などが行なわれていた。

戸数・人口は、明治初期には13戸で73人であったが、大正期には19戸、140人となり、明治・大正期を通じて戸数・人口ともに大幅に増加した。これは、出生率が大幅に増加し、その結果分家が増えたためである。明治期以降に徐々にみられる開田を含めた耕地の増加は、この増加した労働力を背景として行なわれた。明治初期には全体として労働力は不足する傾向にあり、労働力の早期確保のために姉家督や中継相続などの相続慣行が存在した。しかし、人口の増加により労働力は増加し、また財産分与の関係から分家の創出が困難に

人時期 区分	江戸時代～明治前期		明治後期～第二次大戦期		第二次大戦期以降	
	江戸時代	明治前期			昭和20・30年代	昭和40年代以降
灌漑用水 関連事項	用水権の開削； 御城用水となる	大田原藩の 御城用水となる	農業用水と して利用可能 となる。	水利組合の 結成； 用水権の拡張	用水権の増加； 用水量の増加	水利権の増加；
耕地 面積	1679	1762	1888	1922	1988	
農業・ 畜産		水稲作 住 養蚕 馬飼育	水稲作 住 養蚕 馬飼育	水稲作 住 養蚕 馬飼育 自給的畑作 養煙草	水稲作 住 養蚕 馬飼育 自給的畑作 養煙草 酪農	
余業		山樞(木挽・柳・製材・雜木販売・炭焼) 水車営業	山樞(木挽・柳・製材・雜木販売・炭焼) 水車営業	山樞(木挽・柳・製材・雜木販売・炭焼) 水車営業	山樞(木挽・柳・製材・雜木販売・炭焼) 水車営業 荷馬車業 ゴルフ場勤務	
土地所有	階層分化	均分的	均分的	やや階層分化	階層分化	
人口構造	つりがね 型 73人	富上山 型 140人	富上山 型 140人	つぼ型 (101人)	つぼ型 (101人)	
家族構造	直系家族 中心	直系家族 中心	直系家族 中心	直系家族+ 直系家族+複合家族	直系家族 中心	
相続制度	姉家督・中継相続	姉家督・中継相続	姉家督・中継相続	長子相続	長子相続	

第22図 上横林地区の生活様式の変遷

なったことから、大正期にはこれらの相続慣行は消滅した。

第二次大戦後には藁沼用水の水量は増加し、1960年には水利権約35町歩の水田に給水が可能となり開田が進んだが、水利権の保有量によって水田化は制限されていた。しかし1965年には用水の下流部の集落から水利権を購入し、その後は耕地の大部分(約8割)が水田となった。1960年頃までは、農業経営は水稲作りに自給的畑作物と葉煙草を組合せたものであったが、新たに酪農も取り入れた農家が多かった。1960年以降は大部分の農家は水稲単作に近い農業経営を行ない、酪農は少数の専業化した酪農家によって大規模に行なわれるようになった。そして同時に兼業化が進み、現在ではゴルフ場に勤務するものが多い。また耕地所有の面では階層分化がはっきりとみられるようになり、山林の所有においては所有規模の減少が著しい。これは山林の利用価値が減少し、土地開発業者に分譲別荘地として売却されたためである。また共有地も大部分は売却され、残るわずかな面積もゴルフ場に貸与されており、かつてみられた薪炭や落葉・下草採集などの山林利用は現在では全くみられない。

上横林地区の住民は以上のようにして、江戸時代から現在まで土地を占拠し、その環境条件を利用し、生計を維持してきた。用水の乏しい扇状部に位置する上横林地区の住民にとって、藁沼用水はまさに生活の源であり、藁沼用水の存在とその利用が生存の基盤となっていた。そしてその基盤の上に、戦前においては、畑における商品作物(荳・葉煙草)の栽培と山稼ぎ(雑木・薪炭採集)などの副業を組合せ、また戦後においては酪農を導入することによって生計を維持してきた。また土地所有(山林を含む)の面では、戦前期までは村落の各構成員の所有規模は均一的であり、村落社会のなかには経済的な階層差はあまりみられなかった。特に、江戸時代を通じて所有規模の均一化傾向がみられ、明治期には所有規模の階層差はほとんどみられないことは注目すべき点である。これは村落内での階層差が生じ得ないほどの低位の水

準で生活が維持され、各構成員が平等に土地を占拠、利用することによってのみ生計が維持可能であったことを意味している。この均等的な社会構造こそ住民の生活を今日まで支えてきた最も大きな要因であるとも解釈できよう。

しかし、近年には土地所有の階層分化や共有地山林の売却が進み、人口も減少傾向にあり、均等的、かつ共同体的な社会構造は崩れつつある。昭和40年代における別荘地開発は失敗に帰したものの、最近新たに首都圏のレジャー基地として開発が進められようとする気運もあり、今後上横林地区の住民の生活がどのように変化するかは予断を許さない。

付 記

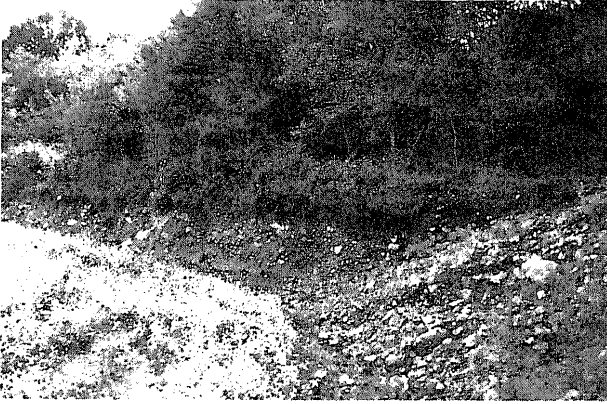
現地での資料収集や聞き取り調査に際しては、菊池蓮実氏、伊藤義明氏、佐藤馨氏をはじめ、上横林地区ならびに横林地区の多くの方々に、多大なる御協力を頂きました。また塩原町役場税務課・農林課、ならびに宇都宮地方法務局塩原出張所の方々には、所蔵資料の閲覧に際して御世話になりました。筑波大学人文学類学生の清水芳江氏をはじめとして、同学類学生の松浦太郎、竹江信之、高野瑞枝、比較文化学類学生の中島正民の各氏には、昭和62・63年度の歴史地理学実習において資料調査や資料整理を手伝って頂きました。以上の方々に深く感謝申し上げます。なお、本稿作成にあたっては、文部省科学研究費補助金(奨励研究A)「日本産業革命期における農家の生活水準の地域的研究」(代表者中西僚太郎、課題番号63790455)の一部を使用しました。

注および参考文献

- 1) 竹内常行(1971):扇状地の水利と土地利用。矢沢大二・戸谷洋・貝塚爽平編:『扇状地—地域的特性—』古今書院, 181-184.
- 2) 本報告では現在の上横林地区を、1889年(明治22)の市町村制施行以前は上横林村、それ以降は上横林地区と呼ぶこととする。

- 3) この概念の提唱者であるヴィダル・ド・ラ・ブラーシュの著作においても明確な定義は与えられていない。自然に対する人間の、一定の方式による作用、習慣的な働きかけを意味するとされ、具体的には狩猟・漁猟・移動式農耕・定着農耕・牧畜などの生産活動にもとづく類型が示されているのみである。谷岡武雄(1955)：フランス学派における生活様式概念の発展，立命館文学，122，1～24。松田信(1955)：フランス人文地理学派における生活様式概念の発展，三重大学学芸学部教育研究所研究紀要，14，96～109。野沢秀樹(1988)：『ヴィダル・ド・ラ・ブラーシュ研究』，地人書房，46～51。
- 4) 「藁沼用水由来書」(郡司吾一家文書)，塩原町編(1980)：『塩原町誌』，268～270所収。
- 5) 那須疏水百年史編さん委員会編(1985)：『那須疏水百年史』，23～25。
- 6) ただし，用水の水量にある程度余裕ができるようになった文久年間(1861～1863年)には，藩主の命令により，接骨木村，井口村地内において数十町歩の新田の開発が試みられた。しかし水量は不足し，わずか3年間通水した後に，新田は廃止された。前掲4)，269～270。
- 7) 横接郷土史研究会編(1976)：『横接郷土史』，17ページ。
- 8) 上横林地区区有文書ならびに東泉英治家文書。
- 9) 横林村の戸数は，1638(寛永15)には5戸であったが，会津中街道の開通後は戸数が増加し，1751年(寛延4)には14戸となった。しかし会津中街道の衰退後戸数は減少し，1823年(文政6)には4戸となった。前掲7)，7ページ。なお現在でも横林地区の戸数は4戸である。
- 10) 前掲7)，6ページ。
- 11) 上横林地区区有文書。
- 12) 上横林地区区有文書。
- 13) 前掲7)，7ページ。
- 14) 上横林地区区有文書。
- 15) 1878年(明治11)の「下草落葉使用願」(上横林地区区有文書)によると，民有地のほかに官有地が，字原山と字蛇尾川添に合計45町3反2畝11歩あった。
- 16) 宇都宮地方方法務局塩原出張所所蔵。
- 17) 高度経済成長期以前まで，接骨木地区では，農家の落葉採集面積は，経営畑地面積の2～3倍が一般的であったという。犬井正(1988)：那須野原台地西原における平地林利用の変容。人文地理，40-2，72ページ。
- 18) 上横林地区区有文書。資料には表題はないが，その記載形式や内容年次から，栃木県において実施された農事調査の村落レベルでの下調書であると判断できる。
- 19) 上横林地区区有文書。
- 20) 東泉英治家文書。
- 21) 夫婦家族とは，夫婦とその未婚の子女によって構成されている家族をさす。直系家族とは，夫婦と未婚の子女，および1人の既婚の息子とその妻子からなる家族をさす。また，複合家族とは，夫婦と未婚の子女，および複数の既婚の息子とその妻子によって構成される家族をさす。大塚民俗学会編(1972)：『日本民俗学事典』，弘文堂，147ページ。
- 22) 中川善之助・塩田定一(1938)：姉家督相続。中川善之助・穂積重遠編：『家族制度全集史論編V相続』，河出書房，165～184。野口武徳(1980)：末子相続・姉家督相続。最上孝敬編：『講座日本の民俗2，社会構成』，有精堂，97～114。
- 23) 前掲22)野口論文，105ページ。
- 24) 前掲7)，17ページ。
- 25) 「見立て」とは，各集落の世話人が日常経験にもとづき，各戸の資産状況を見積もることである。
- 26) 当時の遅野沢地区への分水量，負担金額ともに不詳。
- 27) 前掲7)，18ページ。
- 28) 上横林地区区有文書。
- 29) 1889年に作成された地籍図には，その後の書込として各筆に地目の判子が押してある。現行の土地台帳の地目の変換との照合から，その判子は1931年(昭和6)から1939年(昭和14)の間に押印されたことが判明した。そこで，その判子による地目を昭和初期の土地利用を示すものとして取り上げた。
- 30) 前掲7)，21ページ。
- 31) 上横林地区区有文書。
- 32) 前掲7)，22ページ。
- 33) 「馬数調書上帳」(上横林地区区有文書)。
- 34) 「馬籍簿」(上横林地区区有文書)。
- 35) 「馬匹現在調」(上横林地区区有文書)。
- 36) 上横林地区区有文書。
- 37) 前掲7)，18ページ。
- 38) 塩原町役場税務課所蔵。
- 39) 塩原町役場農林課所蔵。
- 40) M家は1970年頃に，大規模な酪農経営を行なうため，群馬県太田市近郊より移住してきた。

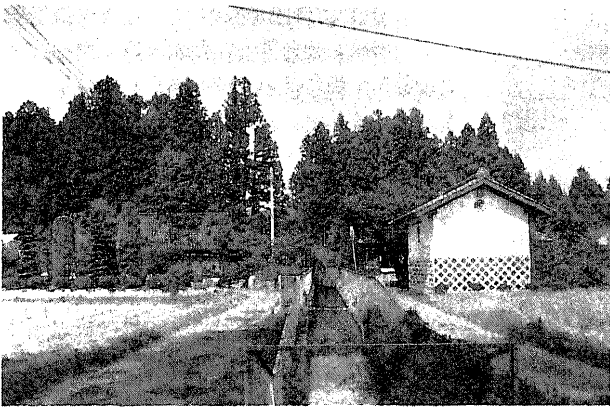
写真 1



砂利採集の跡地(1987年10月撮影)

東北自動車道の建設に伴い、昭和40年代に上横林地区の北部では、山林を切り開き砂利採集が行われた。その結果いくつかの場所では、地層が露出しているが写真はその一つ。写真にみるように、腐食土層は50cm程度と薄く、その下層は川原を思わせる玉石混じりの砂礫層である。

写真 2



集落の中を流れる藁沼用水
(1987年10月撮影)

一般的には宅地は道路に沿って立地するが多いが、上横林地区の場合住地は藁沼用水に沿って立地している。これは用水を宅地内に引き入れ(廻し堀)、生活用水として利用するためである。写真は集落の中央部から北西方向に向かって撮影したもの。

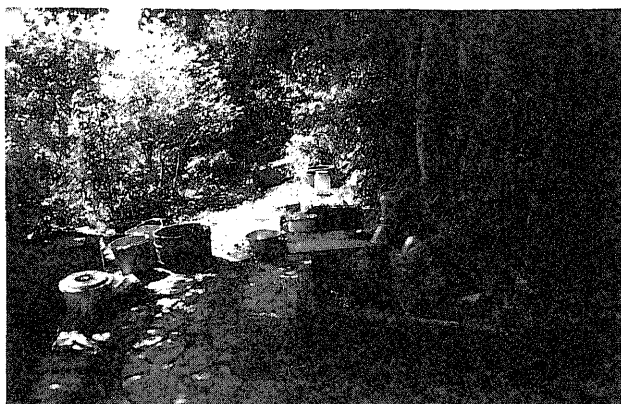
写真 3



屋敷林(1987年10月撮影)

上横林地区の家屋は、そのほとんどが南東方向に向かって建てられているが、家屋の背後の北西部には、冬期の強い北西の季節風を防ぐため、杉の屋敷林が発達している。屋敷林は大きいものでは、高さ約20m、厚さ12~13mにまで及ぶ。

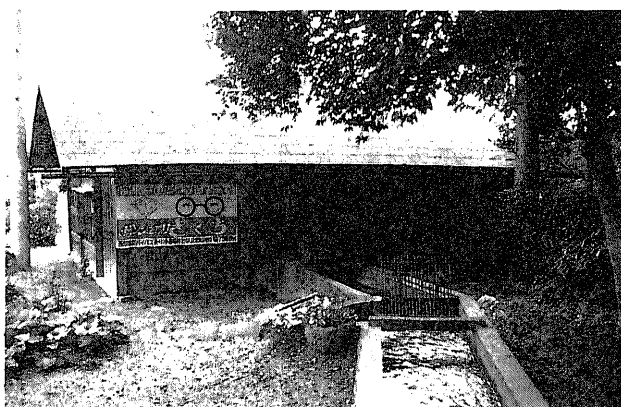
写真 4



廻し堀を利用した洗い場
(1987年10月撮影)

廻し堀によって屋敷地内に引き入れられた藁沼用水は、水道が敷設される以前は飲用水としても用いられた。現在でも一部の農家では、食器洗いなどに用いられている。写真は、本文中で取り上げたT家の、廻し堀を利用した洗い場の様子。

写真 5



水車小屋(1987年10月撮影)

藁沼用水を動力源とした水車は、かつては用水沿線にはいくつもみられた。しかし現在では全くみられない。写真は、横林地区に残る水車小屋を、用水の上流から下流に向かってみたもの。現在、水車小屋の中に水車は残っていない。

写真 6



炭焼き窯(1987年10月撮影)

上横林地区では昭和40年頃まで炭焼きが行なわれていたが、現在では全く行なわれていない。写真は折戸地区に唯一残る炭焼き窯。材料の原木を窯に入れようとしているところ。